

「完了検査の立会がない場合の注意事項」

以下の内容をご理解頂き、円滑な検査にご協力お願い致します。

1. 完了検査の実施時刻は原則連絡いたしません。（検査日は申請受付時に決定いたします。）
2. 申請者等の立会がある場合は、事前に完了検査の内容等について申請者等に説明をお願いいたします。なお、検査中に検査員から直接の説明・対応は致しかねますのでご了承下さい。
3. 検査時に確認が必要な事項が発生した場合、「完了検査立会に関する申出書」に記載の当日連絡先へ連絡させて頂く事がありますのでご対応をよろしくお願いいたします。
4. 検査に特殊な専用工具等が必要な場合は、事前に調整頂くようお願いいたします。
5. 漏電・感電の事故を忌避するため、検査員単独での分電盤操作はいたしません。通電した状態で検査が必要な対象がある場合は、事前に操作しておいて下さい。
6. 検査の結果及び指摘事項につきましては「検査指摘事項連絡票」を原則当日の16時以降に「完了検査立会に関する申出書」に記載された送付先へFAXにてご連絡いたします。なお、検査結果が適合の場合もFAXにてご連絡いたしますのでご確認下さい。
7. 完了検査適合後、速やかに「検査済証」の交付が必要な場合は「完了検査立会に関する申出書」にその旨を明記して下さい。但し、検査が適合の場合でも当日の交付ができない場合がありますのでご了承下さい。
8. 「検査指摘事項連絡票」の内容に対するお問合せは口頭で補足説明をしますが、図示または写真等での具体的な説明、及び再度現地に出向いての説明は致しかねますのでご了承下さい。
9. 検査指摘内容の是正方法等について、当社より連絡させて頂く場合があります。
10. 再検査が必要な場合は、業務手数料規程に基づく追加料金が発生致しますのでご了承下さい。